

令和3年度行政不服審査制度の運用状況
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 審査請求の件数

令和3年度は10件の審査請求が提起され、処理状況の内訳は下記のとおりです。

(単位：件)

処分の根拠法令	審査請求 件数	処 理 状 況 ※					
		認容	一部 認容	却下	棄却	取下げ	継続中
地方自治法	0	1 (1)				1 (1)	
情報公開条例	0	1 (1)			1 (1)		
中小企業信用保険法	0	1 (1)				1 (1)	
鹿児島市下水道条例	1	1					1
処分に当たらないもの	2	2			2		
小計	3	6 (3)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	2 (2)	0 (0)
鹿児島市情報公開条例	5	5			1		4
鹿児島市個人情報保護条例	2	2		1		1	
合計	10	13 (3)	0 (0)	1 (0)	4 (1)	3 (2)	0 (0)

※ 処理状況の件数は令和2年度からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち令和2年度からの継続案件のもの

2 審理員の審理手続状況

令和3年度に市長が審査庁となった審査請求のうち、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき審理員が指名され、審理手続を行ったものの件数は、下記のとおりです。

(単位：件)

審理手続を行った 審査請求の件数	処 理 状 況		
	審理員意見書を 提出したもの	審理手続中の 取下げ	審理継続中
4 (3)	3 (3)	0 (0)	1 (0)

※ 件数は令和2年度からの継続案件を含み、()内は当該件数のうち令和2年度からの継続案件のもの

3 第三者機関（鹿児島市行政不服審査会）の開催状況

令和3年度は、鹿児島市行政不服審査会を1回開催し、諮問案件1件について調査審議を行い、1件（諮問第8号）の答申を行いました。

回 次	開催年月日	調査審議内容等
第1回	R03.06.22	諮問第8号(中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請に対する不認定処分に係る審査請求について)の審議、答申

行政不服審査法（抜粋）

（公表）

第85条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。